

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への保証制度概要】

番号	1		2		3		4	
制度	県制度 新型コロナ経営改善資金融資保証 略称 県伴走特別		協会制度 伴走支援型特別保証制度 略称 伴走特別		協会制度 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型) 略称 改善サボ感染		県制度 経済変動対策資金融資保証 略称 県経済変動	
認定書の要否	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を市町村から受けください  ※1 4号認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業など	中小企業信用保険法第2条第5項第5号(※2)の認定(売上高等の減少を要因とするものに限る)を市町村から受けください  ※2 5号認定の要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少している中小企業など	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を市町村から受けください  ※1 4号認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業など	中小企業信用保険法第2条第5項第5号(※2)の認定(売上高等の減少を要因とするものに限る)を市町村から受けください  ※2 5号認定の要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比で20%以上減少している中小企業など	要しない	要しない	要しない	要しない
対象要件(全て該当)	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②経営行動に係る計画を策定していること  ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②経営行動に係る計画を策定していること  ③中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定(売上高等の減少を要因とするものに限る)を受け、かつ次のいずれかに該当すること 1. 売上高等減少率が15%以上であること 2. 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に對応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②経営行動に係る計画を策定していること  ③次のいずれかに該当すること 1. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること 2. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日の時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②経営行動に係る計画を策定していること  ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受け、かつ次のいずれかに該当すること 1. 売上高等減少率が15%以上であること 2. 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に對応する前年同月の売上高が令和2年1月29日の時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②1年以上継続して事業を営んでいること  ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②1年以上継続して事業を営んでいること  ③中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②1年以上継続して事業を営んでいること  ③新型コロナウイルス感染症の拡大により最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつその後2ヶ月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること
保証限度	6, 000万円		6, 000万円		2億8, 000万円		1億円	
資金使途	運転・設備資金 (経営の安定に必要な資金)	運転・設備資金	運転・設備資金 (経営の安定に必要な資金)	運転・設備資金	運転・設備資金 (事業再生計画の実施に必要な資金)	運転・設備資金	運転・設備資金	
保証期間	10年以内(据置5年以内)		10年以内(据置5年以内)		15年以内(据置5年以内)		10年以内(据置2年以内)	
貸付方式	証書貸付・手形貸付		証書貸付		証書貸付		証書貸付・手形貸付	
保証料率	0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)	0.45%~1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.65%~2.10%)	0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)	0.45%~1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.65%~2.10%)	1.00% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.20%)	0.80% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.00%)	0.60%	0.50%
責任共有	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外	責任共有対象
回収条件	可		可		可		可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	
貸付利率	年1.4%		金融機関所定利率		金融機関所定利率		年1.4%	
連帯保証人	原則 法人代表者のみ		原則 法人代表者のみ		原則 法人代表者のみ		原則 法人代表者のみ	
担保	必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ		必要に応じ	
備考	申込期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 (令和4年3月31日までに融資実行の必要あり)	全期間において、国の保証料補助0.25%～0.75%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）、県の保証料補助0.10%が適用されます。 ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。	全期間において、国の保証料補助0.65%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%）が適用されます。 ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。	全期間において、国の保証料補助0.25%～0.75%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.45%～0.95%）が適用されます。 ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。	全期間において、国の保証料補助0.80%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.00%）が適用されます。 ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。	全期間において、国の保証料補助0.60%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.80%）が適用されます。 ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。		